

地域密着型特定施設入居者生活介護
アーバンヴィラ四条大宮

重要事項説明書

事業所番号 2690400045号

柘野福祉会グループ
アーバンスタイルケア株式会社

地域密着型特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

この重要事項説明書は、「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」第113条の規定に基づくものです。

記入者氏名（役職名）	寺田 一貴（管理者）
所 属	アーバンヴィラ四条大宮
記入年月日	平成28年8月1日

1. 事業者の概要

【事業本体】

事業者名称	アーバンスタイルケア株式会社
主たる事務所所在地	〒603-8033 京都市北区上賀茂馬ノ目町19番地の1
電話番号	075-711-5589
FAX番号	075-711-5581
ホームページアドレス	http://www.urban-stylecare.co.jp
代表者氏名（役職名）	杉本 豊平（代表取締役）
設立年月日	平成18年4月18日

【事業本体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス】

居住サービス	<特定施設入居者生活介護> アーバンヴィラ上賀茂プレミアム 京都市北区上賀茂西河原町12番地
地域密着型サービス	<地域密着型特定施設入居者生活介護> アーバンヴィラ千本笹屋町 京都市上京区笹屋町通千本東入笹屋町3丁目622番地 アーバンヴィラ上桂 京都市西京区上桂北村町114番地 アーバンヴィラ西賀茂 京都市北区西賀茂南大栗町11番地

2. 事業所の概要

【事業所本体】

事業所名称	アーバンヴィラ四条大宮
所在地	〒600-8383 京都市下京区大宮通綾小路下ル綾大宮町52番地
電話番号	075-432-7388
FAX番号	075-801-5502
入居定員	29名（体験入居は受け付けておりません）
管理者氏名	寺田 一貴
開設年月日	平成23年1月15日
アクセス	阪急電車「大宮」駅より徒歩3分 京福電車「四条大宮」駅より徒歩3分

【厚生労働省の定める表示事項】

類 型	介護付有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護）
住居の権利形態	利用権方式（居住・共有部分と介護や生活支援等のサービス部分の契約が一体となっていることを指します。）
利用料の支払い方法	一時金方式
入居時の要件	入居時要介護（入居時において要介護認定を受けている方が対象です。）
介護保険	京都市指定介護保険（地域密着型特定施設入居者生活介護）
介護居室区分	全室個室
地域密着型特定施設である有料老人ホームの介護に関わる職員体制	入居者 1.71 人に対して、職員 1 人を配置します。 （法的には入居者 3 人に対し、職員 1 以上の配置を必要とします）
介護保険事業所番号	第 2 6 9 0 4 0 0 0 4 5 号
事業開始(予定)年月日	平成 2 3 年 1 月 1 5 日
指 定 年 月 日	平成 2 3 年 1 月 1 5 日
指 定 更 新 年 月 日	—

【構造等の状況】

敷 地	5 5 8 . 8 2 m ² （定期借地／契約期間：平成 2 3 年 1 月 1 日 ～ 平成 5 2 年 1 2 月 3 1 日）
建 物 構 造	建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物
建 物 延 べ 床 面 積	2 , 0 1 1 . 4 9 m ² （当社が所有しており、根抵当権を設定しています）

【主な設備】

居 室	介護個室 29 室（1 人 1 室） （1 8 . 2 7 m ² ：1 6 室 ・ 1 9 . 4 7 m ² ：5 室 ・ 2 2 . 9 1 m ² ：8 室）
食 堂	4 階に設置しております。 入居者が使用できるテーブルや椅子等の備品類を備えています。機能訓練室と兼ねます。（床面積 1 2 2 . 4 3 m ² ）
浴 室	浴室は 6 ヶ所となっており、個浴が 5 ヶ所・特殊浴槽が 1 ヶ所設置しております。
ト イ レ	各居室には、トイレを設置（2 9 ヶ所）しています。 共用トイレは 5 ヶ所設置しています。そのうち、車いす等の対応が可能なのは 2 ヶ所です。各所に緊急通報装置を設置しています。
そ の 他	<p>< 共用施設の設備状況 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リビングダイニング、健康管理室、相談室、美容室、洗濯室、サロンがあります。 ・ 廊下、共用スペースに手すりを設置しております。また、車いすでの移動は可能です。 <p>< その他の設置状況 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居室内には、洗面台やトイレ等の設備、ベッド等の備品を備えます。また、緊急通報装置・外線電話回線・テレビ回線・冷暖房設備を設置しています。

3. 従業者に関する事項

【職員人数及び勤務体制】

従業者の職種	常 勤		非常勤		合 計	常勤換算人数
	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	—	1人	—	—	1人	0.5 (計画作成担当者を兼務)
生 活 相 談 員	1人	—	—	—	1人	1
介 護 職 員	12人	1人	4人	—	17人	15.7
看 護 職 員	—	1人	—	2人	3人	1.5 (機能訓練指導員を兼務)
機能訓練指導員	—	1人	—	—	1人	0.1 (看護職員を兼務)
計画作成担当者	—	2人	—	—	1人	0.7 (管理者、リーダーを兼務)
管 理 栄 養 士	—	1人	—	—	1人	0.3
調 理 員	—	—	—	—	人	—
事 務 員	1人	—	—	1人	2人	1.4
その他従業者	—	—	3人	—	3人	1.45

※ 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数は、40時間とします。

※ 夜勤を行う介護職員の人数は、平均2名配置します。但し、最少時の人数は1名とします。

※ 常勤換算人数とは、従業者の勤務延べ時間数を当該事業者において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいいます。

【介護職員の有する資格】

延べ人数	常 勤		非常勤	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務
介 護 福 祉 士	3人	—	2人	—
訪 問 介 護 員 1 級	—	—	—	—
訪 問 介 護 員 2 級	9人	—	1人	—
訪 問 介 護 員 3 級	—	—	—	—
介 護 職 員 基 礎 研 修	4人	—	—	—
社 会 福 祉 士	—	—	—	—
介 護 支 援 専 門 員	1人	—	—	—

【その他の職種が有する資格】

管理者が有する資格	介護福祉士 ・ 介護支援専門員
機能訓練指導員が有する資格	看護師

4. 事業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等

	介護職員		看護職員		生活相談員	
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	2	2	—	—	—	—
前年度1年間の退職者数	—	—	—	—	—	—
業務に従事した経験者数						
1年未満の人数	2	1	—	—	—	—
1年以上3年未満の人数	5	2	—	—	—	—
3年以上5年未満の人数	—	2	—	—	—	—
5年以上10年未満の人数	3	2	—	—	1	—
10年以上の人数	—	—	1	2	—	—

	機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	—	—	—	—
前年度1年間の退職者数	—	—	—	—
業務に従事した経験者数				
1年未満の人数	—	—	—	—
1年以上3年未満の人数	—	—	—	—
3年以上5年未満の人数	—	—	—	—
5年以上10年未満の人数	—	—	2	—
10年以上の人数	1	—	—	—

※ 従業者の健康診断は、年1回（介護職員は年2回）実施します。

5. 入居に関する要件

<p>入居時の要件</p>	<p>当事業所の入居に際しては、以下の条件が必要となります。</p> <p>① 介護保険証の保険者が京都市であること。</p> <p>② 身元引受人が2名たてることができること。</p> <p>③ 入居時に要介護1から5であること。</p> <p>④ 常時、医療機関においての治療をすることがないこと。</p> <p>⑤ 感染症・伝染病を他の入居者に罹患させる恐れがないこと。</p>
<p>契約解除の内容</p>	<p>① 要介護認定において、自立もしくは要支援と認定された場合</p> <p>② 死亡もしくは入居者又はその家族から退居の申し出があった場合</p> <p>③ 入居者が病気の治療等、その他のため長期（3ヶ月以上）に当サービスを受けられず、かつ、その他の受け入れ先が決定した場合</p> <p>④ 他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設側で受け入れが決まった場合</p> <p>⑤ 正当な理由なく利用者負担金を2ヶ月以上滞納し、相当期間支払われない場合</p> <p>⑥ 契約及び法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、改善の見込みがなく契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合</p> <p>⑦ 心身状態が著しく悪化し、当事業所でのサービスの提供では適さないと判断された場合</p>

6. サービス内容

【事業所運営に関する指針】

事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人権を尊重し、地域密着型特定施設入居者生活介護に基づき、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護及び機能訓練、その他の日常生活全般に亘る援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

【サービス提供内容に関する特色】

- ・ 個人の自由・尊厳・プライバシーの尊重
入居者個人の自由・尊厳・プライバシーを尊重いたします。
- ・ お一人お一人に合わせた生活のお手伝い
住み慣れた環境で、毎日を楽しく生き生きとお過ごしいただけるよう、生活のお手伝い・介護を提供いたします。
- ・ 入居者の生活と心、そしてご家族を支援
「こころ」のケアを重視、入居者ご自身の生活全般をトータルにサポートいたします。
ご家族様への情報提供、情報交換も積極的に行います。
- ・ 地域との密接な関わり
町内会、ご近所とも密接にかかわり、住み慣れた地域で安心して暮らせる場として、開かれた事業所を目指します。
- ・ スタッフの質の向上
より良いサービスを提供するために、計画的にスタッフを研修・育成していきます。
心と技術の両面で、スタッフを育てます。

7. 入居金

入居金は、居室及び共用施設の家賃相当額に充当されます。

【一時金方式】

一時金方式	契約締結時に入居金として、1人につき7,000,000円お支払いいただきます。
償却に関する事項	<ul style="list-style-type: none">入居された月から、償却は開始となります。初期償却はありません。700万円のうち、保証金28万円を差し引いた金額672万円は、84ヶ月で償却します。償却期間を超えて利用された場合、入居金の返還はありません。また、追加で料金を支払う必要もありません。28万円の保証金は、退居時に返還させていただきます。但し、原状回復が必要な場合は、実費を差し引かせていただきます。解約時は、月割りで償却分を差引き、残額を返還いたします。また、入居前に解約された場合は、全額返還させていただきます。
保全措置	公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度に加入しております。当社が個別入居者に対して拠出金を支払うことにより、万一倒産等に至り、入居者のすべてが退居せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解約された場合に償却期間終了後においても、保証金として500万円が入居者に支払われます（500万円は前払い金総額に対する保証額となります）。
短期解約の特例	入居一時金の償却起算日後90日以内に解約される場合は、家賃相当額・管理費の日割り計算をした額、その他利用料等の入居者負担分のすべて及び原状回復費用を差し引いた上で、入居一時金・保証金等、その他受領済み利用料全額を返還します。

8. 利用料金

【介護保険給付対象サービス】 1か月30日で算出、()内は2割負担の金額

<p>介護保険自己負担分</p>	<p>(要介護1) 16,710円 (33,420円) (要介護2) 18,716円 (37,432円) (要介護3) 20,880円 (41,759円) (要介護4) 22,886円 (45,771円) (要介護5) 25,018円 (50,035円)</p> <p>※ 表記は月額とし、1ヶ月を30日として算出しています。</p>
<p>加 算</p>	<p>医療機関連携加算 84円(168円) / 月 医療機関連携加算とは、看護職員が入居者の健康の状況を継続的に記録し、主治医等に対して月に1回以上情報提供を行うことを条件に算定できる加算です。</p> <p>夜間看護体制加算 約314円(627円) / 月 「重度化及び看取りに係る対応指針」を策定した上で、看護職員とオンコールの連絡体制をとり、夜間の緊急時には、医療機関と連携して対応を図ることを条件に算定できる加算です。</p> <p>サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 約189円(377円) / 月 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であることを条件に算定できる加算です。</p> <p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)とは、厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に、所定単位数に6.1%乗じて加算するものです。</p> <p>[要介護1] 1,056円 (2,110円) [要介護2] 1,173円 (2,355円) [要介護3] 1,310円 (2,619円) [要介護4] 1,432円 (2,864円) [要介護5] 1,563円 (3,124円)</p> <p>看取り介護加算 看取り介護加算とは、厚生労働省が定める基準に適合する利用者について、30日以下から死亡日までの期間、算定できる加算です。</p> <p>[死亡日以前4日以上30日以下] 151円(301円) / 日 [死亡日以前2日又は3日] 711円(1,422円) / 日 [死亡日] 1,338円(2,676円) / 日</p>

【介護保険給付対象とならないサービス】

利用料の全額を負担していただきます（以下は、月額で表記しています）。

家賃相当額	80,000円
食費	64,800円（1ヶ月30日で算出）・水分補給費／200円（1ヶ月あたり） 1日2,160円としていますが、お食事を召し上がられない場合にも、 徴収させていただきます。但し、入院による不在の場合は、食事代はいた だきません。行事や催事等で特別メニューを提供する場合は、事前に同意 を得た上で、提供し別途料金をいただく場合があります。
管理費	60,000円 用途としては、光熱水費、清掃費、洗濯代、事務管理費、共用施設の維持 管理費、火災保険料、備品・消耗品費に充当されます。管理費以外の実費 徴収サービスとしては、行政様式【別添】をご確認ください。
個別的な選択による サービス	別添書類「介護サービス等の一覧表」「有料サービス一覧表」に記載して います。

9. 苦情解決に対する窓口等の状況

入居者・ご家族からの相談や苦情等に対応する窓口を設置し、迅速に対応します。入居者が苦情申
立等を行ったことを理由にしていかなる不利益な扱いもしません。

相 談 窓 口	<p>[当事業所窓口]</p> <p>担 当 者 : 大上 祐美子 (生活相談員)・山本 隆 (本部部長)</p> <p>責 任 者 : 寺田 一貴 (管理者)</p> <p>第三者委員 : 中島 俊明 (郁文自治連合会会長)</p> <p>受付時間 : 9:00 ~ 18:00 (定休日等はありません。)</p> <p>電話番号 : (当事業所) 075-432-7388 (本 部) 075-711-5589</p> <p>[下京区役所福祉介護課 介護保険担当]</p> <p>電話番号 : 075-371-7241</p> <p>受付時間 : 8:30 ~ 17:00 (土・日・祝日は定休日です)</p> <p>[京都府国民健康保険団体連合会]</p> <p>電話番号 : 075-354-9090</p> <p>受付時間 : 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日は定休日です)</p> <p>[京都府福祉サービス運営適正化委員会]</p> <p>電話番号 : 075-252-2152</p> <p>受付時間 : 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日は定休日です)</p> <p>[公益社団法人 全国有料老人ホーム協会]</p> <p>電話番号 : 03-3272-3781</p> <p>受付時間 : 10:00 ~ 17:00 (土・日・祝日は定休日です)</p>
---------	--

10. 秘密保持・個人情報の取り扱い

事業者は、業務上知り得た入居者及びそのご家族等に関する秘密又は個人情報については、個人情報保護法を厳守してその保護に努め、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合又は入居者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

11. 医療体制

【緊急時の対応】

サービス提供中に入居者に症状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、入居者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。但し、身元引受人のみに連絡を行い、複数の連絡先には連絡しません。

【協力医療機関】

医療機関名	シミズ四条大宮クリニック
所在地・アクセス	〒604-8811 京都市中京区賀陽御所町3-1 (ホームから500m) 電話：075-813-1300 アクセス：阪急電車「大宮」駅より徒歩1分
診療科目	脳神経外科、整形外科、内科、リハビリテーション科、神経内科
協力科目	<ul style="list-style-type: none">急変時、緊急時の対応指示通院治療入院時の受け入れ、医療機関の紹介や手配年2回定期健康診断の実施（医療費その他の費用は、入居者自己負担）

医療機関名	武田病院
所在地・アクセス	〒600-8558 京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路841-5 (ホームから2km) 電話：075-361-1351 アクセス：JR「京都」駅より徒歩5分
診療科目	内科・循環器内科・神経内科・外科・整形外科・呼吸器内科・消化器内科・小児科、外科、整形外科
協力科目	<ul style="list-style-type: none">急変時、緊急時の対応指示通院治療入院時の受け入れ、医療機関の紹介や手配年2回定期健康診断の実施（医療費その他の費用は、入居者自己負担）

医療機関名	たなか往診クリニック
所在地	〒602-8376 京都市上京区一条通御前西入大東町90 電話：075-467-8771
協力科目	<ul style="list-style-type: none">往診診療緊急時の対応指示（医療費その他の費用は、入居者の自己負担）

【協力歯科医療機関】

医療機関名	しばのデンタルクリニック
所在地	〒600-8387 京都市下京区高辻大宮町133 グレース大宮1階 電話：075-813-5123
協力科目	・ 訪問による診断、治療 ・ 緊急時の対応指示（医療費その他の費用は、入居者の自己負担）

12. 事故発生時の対応

当事業者が入居者に対して行うサービス提供により、事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに入居者の家族等及び市町村等に連絡をします。また、その顛末を記録し再発防止対策に努め、その対応について協議します。

13. 損害賠償

事業所が入居者に対して行うサービス提供により、万が一事故が発生し入居者の生命や身体、財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、不可抗力の場合を除き、速やかに入居者に対して損害賠償を行います。但し、入居者に重大な過失がある場合は、事業者は損害責任を免除、または賠償額を減ずることがあります。損害賠償責任保険は、福祉事業者総合補償制度に加入しています。万が一賠償事故が発生した場合は、この制度を利用します。

14. 高齢者虐待の防止

事業者は、サービスの提供にあたり入居者の人権を尊重し、暴力的行為や発言、外部との意図的な遮断等の個人の自立・生活・経済・健康が損なわれる行為は行いません。事業者は入居者の人権擁護虐待防止のために次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- 「地域密着型特定施設サービス計画書」の作成等、適切な支援の実施に努めます。

15. 身体拘束の廃止

事業者は、サービスを提供するにあたって、入居者や他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動制限をする行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、入居者及び身元引受人への説明同意を得て実施し、廃止に向けた取り組みや改善の検討を早急に行い、実施します。

当事業所は、「身体拘束ゼロへの取り組み」を展開し、身体拘束をなくすための取り組みを行い、入居者の尊厳と主体性を尊重します。

16. サービス評価の体制

意見箱を設置し、随時要望等に対応します。

17. 入居者の状況

【入居者の概要】

平成28年7月末日 現在

男女別人数	男性4名・女性21名
平均年齢	88.4歳
入居率(一時的不在も含)	86.2%

※ 入居者人数・退居者人数及び入居者の入居期間の内容につきましては、添付資料の行政様式をご確認ください。

<重要事項説明書付属文書>

1. 運営理念

「今日も充実していた」と心から満足して頂ける日が一日でも多くありますように

2. 配置職員の職種と職務内容

管理者・・・事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

生活相談員・・・入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施、請求業務等を行います。

介護職員・・・入居者の日常生活全般に亘る介護業務を行います。

看護職員・・・入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

機能訓練指導員・・・日常生活を営むのに必要な機能を改善、又はその減退を防止するための訓練を行います。

計画作成担当者・・・入居者の状態等を踏まえて、地域密着型特定施設サービス計画の作成等を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「地域密着型特定施設入居者生活介護サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

ケアプランの作成及びその変更は次の通り行います。

- ① 当事業所の計画作成担当者（ケアマネジャー）が、ケアプランの原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。
- ② 計画作成担当者は、ケアプランの原案について、入居者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得た上で決定します。
- ③ ケアプランは、要介護認定有効期間内に1回もしくは入居者及びそのご家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、入居者及びそのご家族等と協議して、ケアプランを変更します。
- ④ ケアプランが変更された場合には、入居者及びそのご家族等に対して書面を交付し、その内容について説明を行います。

4. サービス提供等における事業者の義務

当事業所は、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請の援助を行います。
- ③ サービス提供に関する記録を作成した後5年間これを保存し、入居者及び身元引受人兼保証人の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付します。

5. 身元引受人兼保証人及び身元引受人

入居者は、身元引受人兼保証人1名と身元引受人1名を選任するものとします。

身元引受人兼保証人及び身元引受人は、入居者に債務不履行があったときには、本契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の責を負うものとともに、入居者の身柄や金品を引き取る責任を負うものとします。

6. 入居者の権利

事業者は、地域密着型特定施設入居者生活介護に関して、以下の権利を守ります。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、個人の自由や好み及び主体的な決定を尊重します。
- ③ 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについての援助を行います。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由を保ち、個人情報を守ります。
- ⑦ 地域社会の一員として生活・選挙、その他一般市民としての行為を保障します。
- ⑧ 生活やサービスについて苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けます。

7. 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容

事業者は、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の心身の状況や要望に応じ生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、必要な支援を行います。

- ① 原則として事業所内の食堂において、毎日入居者に1日3食の食事を提供します。入居者の治療を担当する医師等の指示がある場合には、その指示により特別な食事を提供します。
- ② 自ら入浴が困難な入居者等に対して、基本的には1週間に2回、適切な方法により入浴もしくは清拭を行います。
- ③ 入居者の心身の状況に応じ、排泄の自立に向けて必要な援助を行います。
- ④ 入居者に対して食事・離臥床・着替え・整容、その他日常生活上の支援を適切に行います。
- ⑤ 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めます。

8. 運営推進会議及び運営懇談会

地域密着型特定施設入居者生活介護が地域に密着し、地域に開かれたものにするために運営推進会議を開催します。

- ① 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とし、入居者・入居者の家族等・地域住民の代表者・地域包括支援センター職員等・地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者で構成します。
- ② 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの評価や要望、助言等、地域との意見交換・交流とし当該記録を公表します。

事業者は、入居者の家族等との意見交換の場として運営懇談会を開催します。

9. 非常災害対策

事業者は、非常対策時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

非常災害、その他緊急の事態に備えて、消防法の定めに従って防災及び避難に関する計画を作成して、非常災害時に関係機関への通報及び連携体制を整備し、入居者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難訓練、その他必要な訓練等を実施します。

10. 留意事項

(1) 喫煙・飲酒

事業所内の所定の場所及び時間に限り、喫煙できます。それ以外の場所及び時間は、居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

事業所内の所定の場所及び時間に限り、飲酒できます。それ以外の場所及び時間は、居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

(2) 衛生管理

入居者は、生活環境保全のため、事業所内の清掃や整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。事業者は、感染症の発生及び蔓延防止、衛生的な管理についてのマニュアルを整備し、従業員に対し研修を行います。従業員は、感染症の発生及び蔓延防止のために保健センターの助言や指導を求める等、必要な措置を講じるとともに、関係機関に通報し、連携を図ります。

(3) 事業運営上の留意事項

- ① 入居者は、事業所の入居にあたり、事業所の承諾を得ることなく次の各号に掲げる行為はできません。
 - ・ 居室及びあらかじめ運営規程等に定められた場所以外の共用部分又は敷地内に物品を置くこと
 - ・ 事業所内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと
 - ・ 事業所の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること
- ② 入居者は、事業所での次の行為を禁止します。
 - ・ 宗教や信条の相違等で他者を攻撃し、又は自己の利益のために他者の自由を侵すこと
 - ・ けんか、口論、泥酔等で他の入居者等に迷惑を及ぼすこと
 - ・ 事業所の秩序や風紀を乱し、安全衛生を害すること
 - ・ 指定された場所以外で火器を用いること
 - ・ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと
 - ・ 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品を搬入・使用・保管すること
 - ・ 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること
 - ・ 配水管、その他を腐食させるおそれのある液体を流すこと
 - ・ テレビ、音響機器等の操作、楽器の演奏、その他大音量で近隣に著しい迷惑を与えること
 - ・ 観賞用の金魚や花瓶に生ける花、小型の観賞用の植物以外の動植物を飼育すること
 - ・ 運営規定第26条各号に定められている行為